

神病協発第659号
2020年3月27日

会 員 各 位

公益社団法人神奈川県病院協会
会 長 新 江 良 一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を
改正する政令等について

このことについて、令和2年3月27日付けで、新型コロナウイルス感染症神奈川県
対策本部より、別添のとおり周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和2年3月27日

各関係団体会長 殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和2年3月26日付で、厚生労働省健康局長から事務連絡がありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

対策本部医療調整班 横川、湧川

電話 (045) 285-0529

健康危機管理課感染症対策グループ 橋本、村岡

電話 (045) 210-4793

健 発 0 3 2 6 第 5 2 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第59号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）が別添のとおり公布され、令和2年3月27日から施行される。

これらの命令の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第59号）

(1) 四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第23項の四種病原体等に追加する。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）

(1) 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の準用

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条から第33条まで、第44条の2（第3項を除く。）、第44条の3、第44の5の規定等を準用することとし、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条について所要の読替規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條」を「第三十七條まで」に改め、「第四十四條まで」の下に「、第四十四條の二（第三項を除く。）、第四十四條の三、第四十四條の五」を加え、「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削り、「第六十三條の二、第六十四條第一項」を「から第六十四條まで」に改め、同條の表法第三十條の項の次に次のように加える。

法第三十一条第一項	一類感染症、二類感染症又は三類感染症	新型コロナウイルス感染症
第三条の表法第三十四条の項を次のように改める。	法第三十二条及び第三十三条	一類感染症 新型コロナウイルス感染症
第三条の表法第三十五条第一項の項を次のように改める。	法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者が 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者若しくは無症病原原体保有者 新型コロナウイルス感染症の患者 が 新型コロナウイルス感染症の患者
第三条の表法第三十五条第五項の項及び法第三十六条第一項の項を削り、同表法第四十三条第一項及び第四十四条の項の次に次のように加える。	法第四十四条の二の見出し	新型コロナウイルス感染症について
法第四十四条の二第一項	新型コロナウイルス感染症が発生し、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症	新型コロナウイルス感染症
法第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五	血清型型及び検査方法 新型コロナウイルス感染症	検査方法 新型コロナウイルス感染症
第三条の表法第五十七条第一号から第三号までの項中「第三号」を「第四号」に改め、同表法第五十八条第五号から第七号までの項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第五十九条の項を削り、同表法第六十一条第三項の項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第六十四条第一項の項中「第六章」を「第七章」に改め、同表法第六条の項の次に次のように加える。	令第八条第一号	一類感染症の建物 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限り、以下単に「新型コロナウイルス感染症」という）の建物
令第九条第一号	一類感染症	新型コロナウイルス感染症

第三条の表令第二十五条第一項の項を削り、同表令第二十七条第一項の項を次のように改める。

令第二十七条第一項	並びに	及び
第九号まで及び第十四号	第九号まで	第九号まで

第四条中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

附則第二項ただし書中「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削る。

附 則

(施行期日)

- この政令は、公布の日の翌日から施行する。
- 地方自治法施行令の一部改正

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三